

★★令和6年度 大津町物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 事業実績及び効果検証★★

単位:円

No	所管	交付対象事業の名称	①事業概要 ②事業の対象	事業実績	事業 始期 年月日	事業 終期 年月日	総事業費 (実績)		効果(成果)
								うち交付金充当額	
1	福祉課	物価高騰対応重点支援給付金 事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 R5年度分の住民税非課税世帯 3100世帯×70千円	給付金:230,020,000円(3,286世帯) 事務費:3,406,429円	令和5年12月1日	令和6年5月31日	233,426,429円	64,596,000円	住民税非課税世帯3,286世帯に対し1世帯当たり7万円の給付金を支給し、生活の安定に寄与した。
2	福祉課	低所得者支援及び定額減税補 足給付金	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 令和6年度非課税化世帯 287世帯×100千円 令和6年度均等割のみ課税化世帯 218世帯×100千円 子ども加算 131人×50千円 定額減税を補足する給付の対象者 13,162人 (309,810千円)	低所得者支援給付金:57,050,000円(505世帯、子ども加算131人) 調整給付金扶助費:309,810,000円(13,162人) 事務費:10,581,097円	令和6年6月13日	令和7年1月28日	377,441,097円	365,591,000円	令和6年度住民税非課税化世帯287世帯、令和6年度住民税均等割のみ課税化世帯218世帯に対し1世帯あたり10万円の給付金を支給し、生活の安定に寄与した。また、住民税及び所得税が課税されている者のうち、定額減税の恩恵を十分に受けられない者13,162人に対し、定額減税可能額と課税されている税額との差額を給付金として支給し、生活の安定に寄与した。
7	福祉課	令和6年度大津町住民税非課税 世帯給付金	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 R6年度分の住民税非課税世帯 4,200世帯×30千円 子ども加算 1100人×20千円		事業実施中				
11	総合政策課	LPガス使用世帯支援補助金(追 加分)	①物価高騰の影響を受けたLPガス使用世帯に対し現金を給付し、生活支援を行う。 ②県LPガス協会を通じて町内LPガス使用世帯に給付金を支給	補助金 支援金 23,252,000円(4,000円×5,813世帯) 事務費 7,833,000円	令和6年4月1日	令和6年11月22日	31,085,000円	15,543,000円	物価高騰の影響を受けたLPガス使用世帯(5,813世帯)に対し給付金を支給することで、負担軽減、生活安定に繋げることができた。
12	給食センター	給食費の保護者負担軽減補助 金	①物価高騰がづく中で学校給食食材の価格高騰分を補助することで、保護者負担の軽減及び学校給食の安定的な運営を図る。(教職員分は除く) ②学校給食食材費への補助金 主食費(パン代) 3,917人×10円×76回=2,976,920円 副食費 3,917人×9,813円×186回=7,149,379円 牛乳代 3,917人×8,835円×186回=6,436,845円 合計 16,563千円	補助金 16,563,000円	令和6年4月1日	令和7年3月21日	16,563,000円	16,563,000円	学校給食食材費の価格高騰分を補助することで、保護者の負担軽減及び学校給食の安定的な運営ができた。
13	子育て支援課	副食費の保護者負担軽減事業	①物価高騰により発生する給食のかなり増し経費(給食副食費の増額相当分)について、保護者の負担を軽減するため、1人あたり上限200円/月の範囲内で、保育所等に対して補助を行う。 ②町内保育所、認定こども園、町外の保育所等に通う園児の保護者	副食費負担軽減補助金 200円×のべ7,050人=1,410,000円	令和6年4月1日	令和7年3月31日	1,410,000円	1,410,000円	物価高騰のなかでも、保護者が負担する給食副食費への価格転嫁をすることなく、質を維持した給食を提供することができた。
14	福祉課	物価高騰対応均等割のみ課税 世帯・子育て世帯給付金(被扶 養者のみ世帯、家計急変世帯 分)	①物価高が続く中で住民税均等割のみ課税世帯・子育てをしている低所得世帯等への支援を行う。 ②住民税均等割のみ課税世帯等への給付金・子育てをしている低所得世帯への給付金 R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯等のうち課税者の被扶養者のみで構成される世帯及び予期せず家計が急変し、住民税均等割のみ世帯等と同様の事情にあると認められる世帯 R5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯等のうち課税者の被扶養者のみで構成される世帯及び予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯の子供	給付金扶助費 均等割のみ課税世帯:6,500,000円(65世帯×100千円) 住民税非課税世帯:10,850,000円(217人×50千円)	令和6年1月19日	令和6年7月31日	17,350,000円	11,365,000円	住民税均等割のみ課税世帯のうち課税者の被扶養者のみで構成される世帯及び予期せず家計が急変し、住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯計65世帯に対し1世帯あたり10万円の給付金を、また、住民税非課税又は均等割のみ課税世帯のうち課税者の被扶養者のみで構成される世帯及び予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、18歳以下の児童1人当たり5万円の給付金を支給し、生活の安定に寄与した。
15	商業観光課	燃料価格高騰対策運送業者支 援事業補助金	①日常生活や産業活動を支える物資の輸送等について、燃料価格高騰の影響を受ける事業者に対し燃料費相当の一部助成を行うことで維持を図り、住民生活の安心安全の確保につなげる。 ②町内に住所を有する個人又は町内に主たる事業所を置く法人で、資本金3億円以下又は従業員300人以下の貨物運送事業者	一般・特定貨物自動車運送事業用の自動車 703台×20,000=14,060,000円 貨物軽自動車運送事業用の自動車 4台×10,000円=40,000円 補助金合計 14,100,000円 事務費 84,015円	令和6年12月17日	令和7年3月31日	14,184,015円	11,214,000円	燃料価格高騰の影響を受ける運送事業者に対して、車両の台数に応じた補助金により、運送事業者の経営安定の維持につなげることができた。